

# 生徒心得

本校における学校生活が全生徒にとって安心・安全なものとなるよう、生徒一人一人が本校生徒としての自覚と誇りを持ち、規律をふまえて自立的・主体的に行動し、より良い学習集団づくりに努めること。そのために、日常生活のあり方を、生徒心得として次の通り定める。

## 1. 態度

- (1) 節度ある態度、礼儀正しい態度を身につけるように心がけること。
- (2) 生徒はあらゆる活動において互いを敬重し、協力し合わなければならない。
- (3) いかなる理由があっても暴力やいじめは許さない。
- (4) 「差別をしない、差別を許さない」という基本的人権を尊重すること。

## 2. 学業

- (1) 生徒の本分は、学業にあることをよく考えて常に努力すること。
- (2) 学校内のあらゆる活動を通じて、それぞれ自己の人格、教養、情操の向上に努力すること。
- (3) 病気、その他の事故のため欠席、欠課をする場合は、学級担任に届け出ること。

## 3. 校内生活について

- (1) 登校後から放課後までは原則校外に出ないこと。やむをえず校外に出る必要のある場合は、担任の許可を受け、許可証を持って校外に出ること。
- (2) 掲示、刊行、放送を希望する場合は実施（発行）日時、掲示場所、記事又は内容等を明示して関係教職員を通じて学校の許可を受けること。
- (3) 校内の美化、清掃については進んで協力するように心掛けること。
- (4) 校内施設等、その他の公共物を大切に扱うこと。
- (5) 学内では学校の許可なく火気を使用しないこと。
- (6) 宗教的情操は尊重しなければならない。ただし、校内において特定の宗教に偏る活動はしないこと。
- (7) 学校の規則等をよく守り、校内放送や掲示等には常によく注意すること。
- (8) 虚偽の陳述、届け出、考査時における不正行為はしないこと。
- (9) 別紙教務規程（抜粋）を熟読すること。
- (10) 携帯電話・スマートフォンの取り扱いについて
  - (ア) 校内での使用は禁止する。
  - (イ) 所持する生徒は①電源を OFF、②未使用で保管すること。
  - (ウ) 別紙携帯電話の取り扱いについてを熟読すること。

## 4. 服装・頭髪について

本校生徒は下記 A～C パターンの制服を着用し、華美に流されず、清潔に保つよう心掛ける。制服以外の服装で登校することを禁止する。（特別の場合は相談すること）

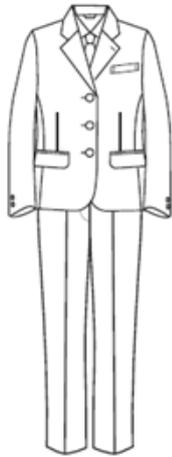
### (1) 服装規定

●冬服【A パターン】



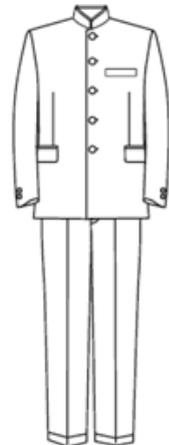
- ・学校指定のブレザー（色は濃紺色）とし、襟の左側に本校指定の校章をつける。
- ・ブレザー、スカートは濃紺色とし、校章入りのワンタック式ネクタイを着用する。

●冬服【B パターン】



- ・学校指定のブレザー（色は濃紺色）とし、襟の左側に本校指定の校章をつける。
- ・ブレザー、スラックスは濃紺色とし、校章入りのワンタック式ネクタイとする。

●冬服【C パターン】



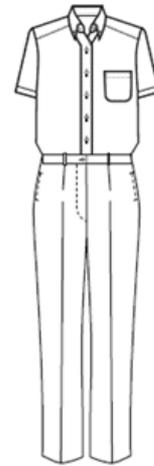
- ・詰襟の学生服とする。（色は黒色）
- ・ボタンは校章入りのものをつける。
- ・袖にはボタンをつける。
- ・詰襟の左側に本校所定の校章をつける。

●夏服【A パターン】



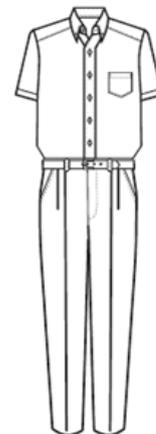
- ・上衣は白色のワイシャツ、スカートは濃紺色とする。
- ・スカートは濃紺色とする。
- ・胸ポケットの上部に校章を付ける

●夏服【B パターン】



- ・上衣は白色のワイシャツ、スラックスは濃紺色とする。
- ・胸ポケットの上部に校章を付ける。

●夏服【C パターン】



- ・上衣は白色のワイシャツ、スラックスは黒色とする。
- ・胸ポケットの上部に校章を付ける。

[スカートについて]

(ア)丈は、ひざが隠れる状態とする。

[靴について]

(ア)スニーカー、革靴とする。

[その他]

(ア)タイツ・ストッキングは無地の黒色、ベージュ色のものとする。

(イ)防寒具は着用可とする。ただし、マフラーやコート等については原則、登下校のみとする。

(2) 頭髪等の規定

[髪型等について]

(ア)染色(茶髪等)・脱色・パーマ等、特別に手を加えることは禁止とする。

[化粧等について]

(ア)化粧は禁止とする。

(イ)イヤリング・ピアス等は禁止とする。

以上の服装・頭髪規定等に違反し、再三の指導においても改善しない生徒については特別指導とすることもあり得る。

## 5. 自転車通学について

(1) 交通ルールをよく守り、安全運転すること。

(ア)自転車の無灯火運転・二人乗り・並列運転・ながら運転(携帯電話・スマートフォン・イヤホン・傘差し)等の危険な運転は絶対にしないこと。

(イ)自転車は、道路(車道)の左側を通行すること。(ただし、歩道を通行することが認められている場合は除かれる)

(ウ)「通行可」の標識が設置された歩道の通行において、歩行者(障害のある人・高齢者・幼児)等の妨げにならないようにすること。(自転車は車道が原則)

(エ)自転車から離れる場合は必ず施錠すること。

(オ)信号無視・交差点での飛び出しや無謀な横断はしないこと。

(カ)自転車店による整備点検済みの安全な自転車に乗ること。

(キ)車体後部並びに側面に反射材を付けた自転車であること。

(ク)校内では必ず指定の場所に駐輪すること。(休日・休業日を含む)

(2) 上記の交通ルールを確認の上、自転車通学許可願いを提出すること。

(3) 許可願いが提出された後、ステッカーを配布する。(100円)

(4) ステッカーは見える位置に貼り付けること。

(5) 各自任意の保険に加入することが望ましい。

(6) 自転車の乗車時のヘルメット着用については、令和5年4月1日からすべての利用者において着用が努力義務とされているため、積極的に着用すること。

(7) 別紙自転車通学希望生への諸注意を熟読すること。

## 6. 校外生活について

(1) 県条例に基づき、夜間及び早朝(PM10:00~AM4:00)に外出しないこと。

(2) 校外の飲食店、その他不適切な場所に入入りし、高校生としての品位を傷つけ、又は過分の費用を使わないようにすること。特に未成年者の飲酒喫煙は法の禁止するところである。

(3) 運転免許について

(ア)学業優先とし、進路が決定してから取得することが望ましい。

(イ)運転免許を取得したものは、交通安全に関する連絡等があるため申し出ること。

(ウ) 登下校・課外活動(学校行事・学級活動・部活動など)での使用は禁止とする。

(エ) 校内への乗り入れは禁止とする。

(オ) 自宅から最寄り駅までの道のりが約 4km を超える場合、最寄り駅まで原動機付自転車による通学を認めることがある。

(カ) 県高等学校 PTA 連合会が「3+1 ない運動」を推奨しており、本校は運転免許取得を推奨するものではない。

#### (4) アルバイトについて

(ア) 原則禁止とする。

(イ) 「長期休暇中」においては、希望する生徒は保護者より担任に申し入れ、学習状況等をよく検討し、申請することができる。但し直近の考査において欠点科目が 1 科目でもある生徒は申請できないものとする。

(ウ) 「長期休暇中」以外においては、特別な事情のある生徒のみ保護者より担任に申し入れ、学習状況等や特別な事情をよく検討し、担任・学年主任・生徒支援部で審議し申請することができる。

(エ) (ウ) については、土日祝日の休業日とする。(平日は原則禁止)

(オ) 3学年進路決定者については2学期中間考査終了後から進路に向けての準備期間とし、保護者からの申請があった場合に限り保護者の責任においてできるものとする。(平日は原則禁止、特別時間割期間においてはその限りではない)

(カ) 別紙アルバイト規定を熟読すること。

### 生徒の懲戒等に関する規定(一部抜粋)

次の問題行動に該当する生徒は、原則として特別指導(訓戒・謹慎)または懲戒処分(訓告・停学・退学)を受ける。

#### (1) 法令・法規に違反する行為

- ・恐喝・脅迫等
- ・公文書偽造
- ・薬物乱用
- ・公職選挙法違反
- ・窃盗
- ・盗撮
- ・喫煙・同席・喫煙具所持
- ・飲酒・同席
- ・生徒間暴力・対教師暴力等の暴力行為
- ・不正乗車・定期券不正使用
- ・いじめ
- ・器物損壊
- ・交通違反
- ・深夜徘徊・不健全娯楽施設等の立ち入り
- ・危険行為・危険物所持
- ・情報モラル違反
- ・不健全行為
- ・ストーカー行為
- ・その他法令・法規に違反する行為

#### (2) 学校の規則等に違反する行為

- ・考査不正行為

- ・自動車やバイク等での校内への乗り入れ及び登下校や課外活動での使用
- ・怠学
- ・指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ・その他学校教育上指導を要すると判断した行為

特別指導については以下のとおりである。

特別指導は、単に罰として実施するものではなく、その生徒が問題行動を繰り返さないために自らを振り返り、自身の抱える心の問題を直視し、あらためて未来志向で日常生活を送ることができるようになることを期して、その生徒にとって特別な教育的指導を実施するものである。指導法については全職員で協議し、学校長が決定する。

#### ①家庭内省指導

当該生徒が保護者と十分に話し合い、当該生徒が自己の生活を振り返ることを目的として実施する。

#### ②別室授業指導

当該生徒を登校させ、別室で教員の指導管理のもと、自らの行動と向き合わせるとともに、内省を促すことを目的として実施する。

#### ③授業出席指導

授業に出席させた上で、休憩時間や放課後に、別室で教員の指導管理のもと、学校生活全般をとおして内省を促すことを目的として実施する。

#### ④校長訓戒

校長が当該生徒の行動について、諭し戒めるために行うことを目的として実施する。

### 学校教育法施行規則（第26条の3項） —参考—

#### 1 退学

退学は、生徒の在籍する権利を剥奪する処分である。校長は、次のいずれかに該当する生徒に対して退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者。

#### 2 停学

停学は、生徒が一定期間、学校の施設等を使用する権利を制限する処分である。校長は、「訓告」や「特別指導」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は教育上必要であると判断した場合は、当該生徒に対して停学を命じる。

#### 3 訓告

訓告は、起こした行為を戒め、注意を喚起するために行う処分である。校長は、「特別指導」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は教育上必要であると判断した場合は、当該生徒に対して訓告を命じる。

令和7年4月1日から施行するものとする。